

年金特別定期預金 (ぬくもり)

2023年4月3日 現在

| 商品名 | ・年金特別定期預金(ぬくもり) |
|--|--|
| 販売対象 | ・当金庫で公的年金のお受取りがある方。 ・当金庫で新たに公的年金のお受取りを開始される方。 |
| 期間 | ・1年の自動継続型(元金継続)スーパー定期 |
| 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・一括預入(総合口座通帳のみ) ・スーパー定期 … 1,000円以上 500万円まで(お一人様合計 500万円までとなります。) ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・満期日以降に一括して払い戻します。 |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | ・預入時の1年ものスーパー定期の店頭表示金利に優遇金利を上乗せしたものを約定利率として満期日まで適用します。ただし、預入期間中、年金のお受取りがなかった場合は、満期日以降は1年ものスーパー定期の店頭表示金利とさせていただきます。 ・優遇金利については、当金庫の判断基準(金利情勢を勘案)に基づき、毎年4月1日に金利見直しを行い、店頭またはホームページに公表いたします。 ・自動継続後の適用金利は、毎年4月1日に見直した当金庫所定の優遇金利を上乗せ致します。 ・お利息は満期日に年金振込口座(普通預金)へ振替します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算。 |
| 税金 | 2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が追加され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) |
| 手数料 | ・不要です。 |
| 付加できる特約事項 | ・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、上乗せ利率がなくなり、以下の中途解約利率により計算しお支払いします。 6ヶ月未満……………解約日の普通預金利率 6ヶ月以上1年未満…解約日のスーパー定期1年もの店頭表示利率×50% |
| 金利情報の入手方法 | ・金利は窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 |
| その他参考となる事項 | ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) |